

落札者決定基準及び徴収書類等

豊中市上下水道局庁舎総合管理業務の委託契約に係る総合評価一般競争入札(標準型)

令和6年10月11日

豊中市上下水道局

評価項目詳細シート

評価項目	分類	1 価格評価	細分類	—
配点	総点	500	個別点	500
評価内容	項目	①契約の内容に適合した履行及び公正な取引の秩序を確保する観点から、低入札基準価格を設定する。 (評価点に差がない場合の落札候補者の決定方法) 総合評価の結果、評価点に差がなく二者以上の者が落札者決定基準に該当する場合は、くじ引きにより決定する。		
	詳細	価格評価点は、予定価格以下の金額で入札を行った者に対して、次に規定する方法で算出する。 ①低入札基準価格と同額で入札を行った者の価格評価点は、最高点(500点)とする。 ②予定価格を超える金額で入札を行った者は失格とする。 ③低入札基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札基準価格を当該入札金額で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(500点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)する。 ④低入札基準価格に満たない金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札基準価格で除して補正率を算出(小数点3位未満切捨)し、価格評価点の最高点(500点)に当該補正率を乗じて価格評価点を算出(小数点未満切捨)し、15点を差し引き価格評価点とする。		
書類提出	入札書 (開札日に配付)			
加算方法	上記評価内容及び右記載の価格評価点算出方法の例示を参照			
評価時他確認方法				

価格評価点算出方法の例示			
予定価格		¥10,000,000	
低入札基準価格		¥7,500,000	
入札参加者	価格評価点	備考	
A ¥10,500,000	(失格)	(予定価格超)	
B ¥9,000,000	416		
C ¥8,000,000	468		
D ¥7,800,000	480		
E ¥5,000,000	318	(低入札基準価格未満)	

評価項目 配点	分類 総点	2 業務体制評価 220	細分類 個別点	(1) 研修体制 48
項目	①研修制度等の設置			
評価内容	① 過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を評価する。 ② 契約期間中の適正な履行を確保するための研修計画の有無及び研修内容を評価する。			
提出書類	①研修実施報告書（様式1） ②研修実施計画書（様式2-1）			
加点方法	①過去1年間（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に実施した研修の研修実施報告書（様式1）に基づく実施状況及び研修内容を総合的に評価する。（ただし、警備業法に基づき法定研修は評価の対象としないが、（様式1）に基づき報告を求める。） ②個人情報に関する研修：4点 設備に関する研修：4点 清掃に関する研修：4点 警備情報に関する研修：4点 接遇・マナー研修：4点 安全管理研修：4点 その他の研修：4点 ③契約期間中の適正な履行を確保するための、研修実施予定状況及び研修内容を研修実施計画書（様式2-1）に基づき総合的に評価する。 （ただし、警備業法に基づき法定研修は評価の対象としないが、（様式2-1）に基づき報告を求める。） ④個人情報に関する研修：2点 設備に関する研修：2点 清掃に関する研修：2点 警備情報に関する研修：2点 接遇・マナー研修：2点 安全管理研修：2点 その他の研修：2点 ⑤①共通一企業独自の研修、派遣研修（認定機関への研修）の別は問わない。 ⑥一当該業務に対する履行期間中の研修の実施を評価するため、研修実施については、履行期間の初日から1年以内に終了した研修を対象とする。 ※警備、清掃、管理者向上、個人情報保護、その他研修（人権・安全管理・環境衛生等）に関する研修を評価する。			
評価時確認方法	①研修実施報告書（様式1）及び当修研修の受講修了証と研修レジュメ等により確認を行う。 ②研修実施計画書（様式2-1）により確認を行う。			

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	2 業務体制評価	細分類	(2) 業務実績
配点	総 点	220	個別点	32
項 目	①過去における業務実績			
評 価 内 容	① 過去3年間の施設警備業務、機械設備運転管理業務及び建物清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する。			
提出書類	①委託業務履行実績証明書（様式2-2）			
加 点 方 法	①過去3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）に履行が完了した施設警備業務、機械設備運転管理業務及び建物清掃業務を含む業務委託契約の実績を評価する。＜32点＞ ア、金額実績（1契約当たりの税込み金額） 1）5,000万円以上→1.6点 2）3,750万円以上→8点 イ、件数実績（3,750万円以上） 1）3件以上→1.6点 2）2件→1.2点 3）1件→8点			
評価時確認方法	①発注者が発行した委託業務履行実績証明書（様式2-2）により確認を行う。			

履行方法担保	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
契約期間方法中	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
注 意 事 項	対象となる契約 ・過去3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）に履行が完了している施設警備業務、機械設備運転管理業務及び建物清掃業務を含む業務委託契約を評価対象とする。 ・契約期間が1年以上であり、その履行が完了していること。但し、契約期間が複数年（1年以上2年未満のものを含む）の場合は、その内、1年以上履行が完了していること。 ・実績の対象となる契約は、官公庁又は民間の発注を問わない。 ①の「ア、金額実績」及び「イ、件数」 ・同一の施設で分割発注し、それぞれ別送に契約している場合は、各々1件の契約とする。		
そ の 他	<table><tr><td>資 配 料 布 等</td><td>①委託業務履行実績証明書（様式2-2）</td></tr></table>	資 配 料 布 等	①委託業務履行実績証明書（様式2-2）
資 配 料 布 等	①委託業務履行実績証明書（様式2-2）		

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	2 業務体制評価	細分類	(3) 履行体制
	配点	総 220	個別点	48
評価内容	項目			
	①適正な履行を確保するための業務体制			
提出書類	詳細			
	①当該施設の仕様に基づく、施設警備業務及びその他の委託業務に係る業務実施計画表を作成し、それらの業務実施計画を実施するための業務体制（配置予定業務責任者等の資格・経験及び業務従事者の配置計画）の内容を評価する。 ②「苦情処理要領（マニュアル等）」の整備状況を評価する。			
加算方法	①-1「業務実施体制図」（任意様式） ①-2「業務実施計画表」（任意様式） ①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」（様式3） ①-4「業務従事者配置計画書」（任意様式） ②「苦情処理要領（マニュアル等）」（任意様式） 要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等を添付すること。			
	①本業務の業務実施体制図及び当該施設の仕様、業務実施計画表に基づき、それらを実施するための業務体制（「配置予定業務責任者等の資格・経験」及び「業務従事者配置計画書」）の内容を評価する。 ①-3 配置予定業務責任者等の資格・経験の内容を評価する。＜23点＞ a有資格者の配置 第1種電気工事士：3点 第2種電気工事士：2点 危険物取扱者乙4類：2点 消防設備士：2点 建築物環境衛生管理技術者：2点 ビルクリーニング技能士：2点 b経験年数 業務責任者、副責任者、機械運転責任者が7年以上の経験を有する：10点 業務責任者、副責任者、機械運転責任者が5年以上の経験を有する：7点 業務責任者、副責任者、機械運転責任者が3年以上の経験を有する：5点 ①-4 業務従事者配置計画書の内容を評価する。＜15点＞ ②「苦情処理要領（マニュアル等）」の有無及び内容＜10点＞			
評価時確認方法	①業務ごとの仕様及び業務実施計画表に基づき、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」により確認を行う。業務実施計画書の作成にあたっては、「業務実施計画書の作成例」（参考様式2）を参考に、作成（A4版）すること。 （以下、落札候補者についてのみ確認） ・資格者証の写しにより確認を行う。 ・資格者証の写しにより確認を行う。上下水道局が指定した日までに、資格者証の写しの提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。 ②苦情処理要領（マニュアル等）及び所定様式（要領で規定する報告書、指示書及び結果報告書等）の添付により確認を行う。			
履行担保方法	①「業務実施体制図」、「業務実施計画表」、「配置予定業務責任者等の資格・経験」、「業務従事者配置計画書」は仕様書に規定されたものと見做す。 ②苦情処理要領（マニュアル等）は仕様書に規定されたものと見做す。			
契約期間	①日常の履行検査により確認を行う。 ②当該業務の履行期間中に苦情処理等を行う必要が生じた際は、受注者より対応結果を報告させ、苦情処理要領（マニュアル等）に則った処理がなされたかについて確認を行う。			
注 意 事 項	①「配置予定業務責任者等の資格・経験」「業務従事者配置計画書」の提出があった場合においても、「業務実施体制図」、「業務実施計画表」の提出がない場合及び「業務実施計画表」の提出があった場合においても作業内容等の確認が行えないもの（当該業務に直接関連しない作業内容）、あるいは不明瞭な内容（仕様に基づく業務を加味していない内容）のものは評価点を0点とする。 ②苦情処理要領（マニュアル等）が不明瞭（役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法等が明記されていないもの）なものは評価点を0点とする。			
	配布資料等 ・①-1「業務実施体制図」（任意様式） ※参考様式1を参照 ・①-2「業務実施計画表」（任意様式） ※参考様式2を参照 ・①-3「配置予定業務責任者等の資格・経験」（様式3） ※参考様式3を参照 ・①-4「業務従事者配置計画書」（任意様式） ※参考様式3を参照 ・「業務実施体制図」参考様式1 ・「業務実施計画表」参考様式2 ・「業務従事者配置計画書」参考様式3 ※専任支援者の場合は、その旨を役職名欄に記入すること。			
その他	・当該業務を契約する場合には、「配置予定業務責任者等の資格・経験（様式3）」で届出た者を専任で配置しなければならない。ただし、その者が退職、病欠等、止むを得ない理由により、あらかじめ上下水道局の承諾を得た場合には、変更することが出来る。この場合においては、変更しようとする業務責任者等は、当初に配置予定者として届出た者と同等以上の資格・経験を有していると、上下水道局が認めた場合に限る。			

評価項目	評価項目	詳細
------	------	----

評価項目	分類	2 業務体制評価	細分類	(3) 履行体制
配点	総	点	個別点	20
評価項目	②既雇用者に対する継続雇用			
評価内容	詳細	①既に雇用されている従事者(本業務で評価対象となつた新規雇用予定者以外の者をいう。本項目において「既雇用者」という。)に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。		
提出書類	①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)			
加点方法	①既雇用者に対する継続雇用の意思を評価する。＜20点＞ ・詳細については、「既雇用者の継続雇用促進に関する提案書」(様式4)を参照のこと。			
評価時確認方法	・既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4)、により確認(必要に応じ市のヒアリング結果も含め)を行う。			

履行担保方法	提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うとともに、市の関係部局によりヒアリングを行う。		
契約確認方法中	提案のあった内容は、必要に応じて、労働条件通知書等雇用契約がわかる書類で確認を行うと共に、市の関係部局によりヒアリングを行う。		
注意事項	※ 評価の対象者に対する、業者間の雇用引継ぎについて ・今回の総合評価入札において、既雇用者については、可能な限り雇用継続に努めること。 ・必要に応じ市の関係部局によるヒアリングを行うことがある。		
配付資料等	・①既雇用者の継続雇用促進に関する提案書(様式4) ・労働条件通知書 ※厚生労働省ダウンロードコーナーを参照 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/		
その他			

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	2 業務体制評価	細分類	(4) 品質保証への取組み
配点	総点	220	個別点	24
評価内容	項目	①品質ISO認証への取組み		
	詳細	①品質ISOの取得状況		
提出書類	①-1品質ISO登録証 ①-2品質ISOを申請中である旨の証明書			
加点方法	品質ISOの取得状況を評価する。 ①-1 ISO9001取得者<24点> ①-2 ISO9001申請中の者<12点>			
評価時確認方法	①ISO9001の登録証及び申請中である旨の証明書で確認を行う。			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
契約確認期間方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
注 意 事 項	①本項目に係る書類提出時において取得済み又は申請中の者を評価する。
	配布資料等
その他	

評 価 項 目 詳 細	シ	ー	ト
-------------	---	---	---

評価項目	分類	2 業務体制評価	細分類	(4) 品質保証への取組み
配点	総 点	220	個別点	48
評価内容	項目	②自主検査体制		
	詳細	①自主検査体制規定の整備状況を評価する。 ②当該業務における自主検査計画を評価する。		
提出書類	①自主検査体制規定等 (任意様式) ②当該業務における自主検査計画書 (任意様式)			
加点方法	①自主検査体制規定の有無及び内容を評価する。＜24点＞ ②本業務における自主検査計画書の有無及び内容を評価する＜24点＞			
評価時確認方法	①自主検査体制に関する規定により確認を行う。 ②当該業務における自主検査計画書により確認を行う。			

履行担保方法	①自主検査体制の規定は仕様書に規定されたものと見做す。 ②自主検査計画に関する企画提案の内容は仕様書に規定されたものと見做す。		
契約期間方法中	所定の時期に自主検査報告を書面で求める。また、必要の都度、自主検査結果に伴う改善指示及び改善結果について書面で報告を求め、企画提案のあった自主検査体制が機能しているかを確認する。		
注 意 事 項	①自主検査体制に関する規定の提出があった場合においても、不明瞭な内容 (明らかに実効性がないもの) のものは評価点を0点とする。 ②自主検査計画書の提出があった場合においても、確認が行えない内容 (当該業務に関連のない自主検査計画) のもの、あるいは不明瞭な内容 (明らかに実効性がないもの) のものは評価点を0点とする。		
そ の 他	配 布 資 料 等		

細 目 項 目 詳 細

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点	総 点	180	個別点	15
評価項目	①-1知的障害者の新規雇用			
内 容	①知的障害者の新規雇用予定者 (現場就業は問わない) 数に応じて評価する。			
提出書類	①知的障害者新規雇用予定者数報告書 (様式5-1) ②就労支援機関等との協議報告書 (様式8-3)			
加 点 方 法	①新規雇用予定者数に応じて評価 (現場就業は問わない。) <15点> →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上 (常用雇用) で1名 (1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる) とする。また、重度知的障害者 (療育手帳の障害の程度がA) については、1名をもつて2名分とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加点の対象としないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者 (以下「短時間労働者」という。) については、複数名を30時間に換算 (換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる) して人数を算出する。また、重度知的障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間で換算する。 → [1名で6点とする。] → [豊中市に居住する知的障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき3点 (重度知的障害者も同様) を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算 (換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる) して3点を加算する。] → 右の注意事項を参照。 ※当該入札参加業者が、本業務における他の項目で加点対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。また、当該入札参加業者が他の業務で加点対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。 ※本項目で加点対象となった新規雇用予定者については、最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額の特例申請は行わないこと。 ※留意事項 別紙8-1の「雇用を実現するための支援体制」を評価する際は、本項目の「新規雇用」の状況も併せて勘案する事になるため、留意すること。			
評価時確認方法	・知的障害者新規雇用予定者数報告書 (様式5-1) により確認 (必要に応じ市のヒアリング結果を含め) を行う。 (以下、落札候補者についてのみ確認) ・知的障害者の新規雇用 (トライアル雇用を含む) 及び配属は、知的障害者新規雇用予定者名簿 (様式5-2) により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、本市が指定した日までに、知的障害者新規雇用予定者名簿 (様式5-2)、知的障害者である旨が確認できる書類 (療育手帳等) の写し及び労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写しを提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とします。			

履行担保方法	・知的障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該業務において、評価時に知的障害者新規雇用予定者数報告書 (様式5-1) で提案した雇用予定者に変更 (評価点が減少する変更は認めない。) が生じた場合は、その都度、速やかに届け出なければならない。この場合においては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類、療育手帳の写し等の必要書類もあわせて届け出なければならない。また、市は必要の都度、ヒアリングを行う。
契約期間方法中	・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
注 意 事 項	・重度知的障害者 (療育手帳の障害の程度がA) の雇用予定者数については、1名で12点 (6点×2) として換算する。 ・豊中市に居住する知的障害者 (療育手帳の障害の程度がB1,B2) の雇用予定者数については、1名で9点 (6点に、豊中市民点3点を加算する。) として換算する。 ・豊中市に居住する重度知的障害者 (療育手帳の障害の程度がA) の雇用予定者数については、1名で15点 (重度12点に、豊中市民点3点を加算する。) として換算する。 ・本項目における点数の計算方法は、「資料3の④知的障害者新規雇用予定者数報告書の記載例 (様式5-1)」を参照。 ・本項目での加点対象者は、常用雇用労働者に限る。 ※本項目でいう常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。 ・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。
配 付 資 料 等	・①知的障害者新規雇用予定者数報告書 (様式5-1) ・知的障害者新規雇用予定者名簿 (様式5-2) ・②就労支援機関等との協議報告書 (様式8-3) 《参照先》 ・労働条件通知書 (厚生労働省ダウンロードコーナー) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roudouki_jun/roudouki_junkankei.html ・職場適応援助者 (ジョブコーチ) による支援事業及び各種助成金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/shougai-shakokyou/06a.htm 1 ・「障害者雇用促進法が改正された～事業主の皆様へ～」 (厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai-sha01/pdf/kaisei05.pdf ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) のホームページ https://www.jeed.go.jp/ ・障害者トライアルコース http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html
そ の 他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター (市内コラボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目2番1号 電話06-6398-7468 2. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーションズ1階 電話06-4866-7100

ト シ ー ト

細 目 項 目 評 価

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点	総点	180	個別点	7
評価内容	項目	①-2 知的障害者の継続雇用		
	詳細	①令和4年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している知的障害者1名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。		
提出書類	①知的障害者の継続雇用等に関する提案書（様式5－3）			
加点方法	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜7点＞ 継続雇用等に関する提案書を確認しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所長に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは豊中市上下水道局庁舎をいう。			
評価時確認方法	・ 知的障害者の継続雇用等に関する提案書（様式5－3）により確認を行う。			

履行担保方法	・ 知的障害者の継続雇用等に関する提案書 (様式5-3) により提案を受けた内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。
契約期間中	・ 本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類(療育手帳)の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。
注意事項	・ 令和4年度以降に実施した市の総合評価一般競争入札により雇用した知的障害者に対する本件入札日の前日以前3年間に解雇実績(本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く)がある場合は、評価点は4点とする。 ・ 継続雇用等に関する提案を確認しない場合は評価点は0点とする。 ・ 当該施設において清掃業務に従事している知的障害者1名が継続雇用を希望しない場合など、当該施設において知的障害者が清掃業務に従事しなくなった場合は、事業発生の日から1ヶ月以内に新たに障害者を1名配置すること。なお、この場合は、雇用される障害者は、常時雇用関係(1週間あたりの労働時間が30時間以上で、期間の定めなく雇用される者)にある者を対象とし、随時的又は一時的に雇用された者及び定期清掃業務等(日常清掃業務以外の業務)にのみ従事させる者を除く。
項目	配付資料等 ・ ①知的障害者の継続雇用等に関する提案書 (様式5-3)
その他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター (庄内コアボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話06-6398-7468 2. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーション緑地1階 電話 06-4866-7100

詳細項目評価表

評価項目		分類	3 公共性評価		(1) 福祉への配慮	
配点		総点	点	180	個別点	15
評価項目		②-1精神障害者の新規雇用				
評価内容		①精神障害者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。				
評価項目		①精神障害者新規雇用予定者数報告書（様式6-1） ②就業支援機関等との協議報告書（様式8-3）				
評価内容		①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない。）＜15点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上（常用雇用）で1名（1週あたり30時間を超える部分の労働時間は切り捨てる）とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加算の対象としないが、1週あたりの労働時間が、5時間以上30時間未満の雇用予定者（以下「短時間労働者」という。）については、複数名を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の労働時間は切り捨てる）して人数を算出する。 →〔1名で6点とする。〕 →〔豊中市に居住する精神障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき3点を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間数を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の労働時間は切り捨てる）して3点を加算する。〕 →右の注意事項を参照。				
加算方法		※当該入札参加業者が、本業務における他の項目で加算対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。また、当該入札参加業者が他の業務で加算対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。 ※本項目で加算対象となった新規雇用予定者については、最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額の特別申請は行わないこと。 ※留意事項 別紙8-2の「雇用を実現するための支援体制」を評価する際は、本項目の「新規雇用」の状況も併せて勘案する事になるため、留意すること。				
評価時確認方法		・精神障害者新規雇用予定者数報告書（様式6-1）により確認（必要に応じて市のヒアリング結果を含め）を行う。 （以下、落札候補者についてのみの確認） ・精神障害者の新規雇用（トライアル雇用を含む）及び配置は、精神障害者新規雇用予定者名簿（様式6-2）により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、本市が指定した日までに、精神障害者新規雇用予定者名簿（様式6-2）、精神障害者である旨が確認できる書類（精神障害者保護福祉支援等）の写し及び労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写しの提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。				

履行担保方法	・精神障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和7年4月1日まで完全に実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該業務において、評価時に精神障害者新規雇用予定者数報告書(様式6-1)で提案した雇用予定者数の変更(評価点の減少)が生じた場合は、その都度、その都度、速やかに届け出なければならない。この場合においては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類、精神障害者保護福祉支援等(必要書類)もあわせて届け出なければならない。また、市は必要の都度、ヒアリングを行う。				
契約期間	・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容に満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。				
注 意	・豊中市に居住する精神障害者の雇用予定者数については、1名で9点(6点に、豊中市民3点を加算する。)として換算する。 ・本項目における点数の計算方法は、「資料3の①精神障害者新規雇用予定者数報告書の記載例(様式6-1)」を参照すること。 ・本項目での加算対象者は、常用雇用労働者に限る。 ※本項目でいう常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が更新され、雇入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。 ・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。				
事 項	配 付 資 料 等 ・①精神障害者新規雇用予定者数報告書(様式6-1) ・精神障害者新規雇用予定者名簿(様式6-2) ・②就業支援機関等との協議報告書(様式8-3) 《参照先》 ・労働条件通知書(厚生労働省ダウンロードコーナー) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokujunkankai.html ・職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業及び各種助成金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/06a.html ・「障害者雇用促進法が改正された～事業主の皆様へ」(厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/kaisai06.pdf ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)のホームページ https://www.jeed.go.jp/ ・障害者トライアルコース http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html				
そ の 他	※当該項目に関する豊中市内の就業支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター(庄内コロボセンター内) 豊中市庄内幸町4丁目2番9号 電話 06-6398-7468 2. 豊中市障害者就業支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーション緑地1階 電話 06-4866-7100				

評価項目詳細

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点	総点	180	個別点	7
項目	②-2 精神障害者の継続雇用			
詳細	①令和4年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している精神障害者1名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。			
提出書類	①精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式6-3）			
加点方法	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜7点＞ 継続雇用等に関する提案書を確認しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは豊中市上下水道局庁舎をいう。			
評価時確認方法	・精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式6-3）により確認を行う。			

履行担保方法	・精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式6-3）により提案を受けた内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。
契約期間中	・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類（精神障害者保健福祉手帳または療育手帳）の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。
注意事項	・令和4年度以降に実施した市の総合評価一般競争入札により雇用した精神障害者に対する本件入札日の前日以前3年間の解雇実績（本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く）がある場合は、評価点は4点とする。 ・継続雇用等に関する提案を確認しない場合は評価点は0点とする。 ・当該施設において清掃業務に従事している精神障害者1名が継続雇用を希望しない場合など、当該施設において精神障害者が清掃業務に従事しなくなった場合は、事実発生の日から1ヶ月以内に新たに障害者を1名配置すること。なお、この場合は、雇用される障害者は、常時雇用関係（1週間あたりの労働時間が30時間以上で、期間の定めなく雇用される者）にある者を対象とし、臨時的又は一時的に雇用された者及び定期清掃業務等（日常清掃業務以外の業務）にのみ従事させる者を除く。
項目	・①精神障害者の継続雇用等に関する提案書（様式6-3） 配付資料等
その他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター（庄内コラボセンター内） 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話06-6398-7468 2. 豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーション緑地1階 電話 06-4866-7100

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点	総 点	180	個別点	15
評価項目	③-1 身体障害者の新規雇用			
評価内容	①身体障害者の新規雇用予定者数報告書（様式7-1） ②就労支援機関等との協議報告書（様式8-3）			
評価項目	①新規雇用予定者数に於いて評価（現場就業を問わない。）＜15点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上（常用雇用）で1名（1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。また、重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）については、1名をもつて2名分とする。 →1週あたりの労働時間が5時間未満の雇用予定者については、加点の対象としない（労働者）という。）については、複数名を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。また、重度身体障害者については、1週あたりの労働時間に2を乗じた時間で換算する。 →【1名で6点とする。】 →【豊中市に居住する身体障害者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき3点（重度身体障害者も同様）を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働者の労働時間を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨てる）して3点を加算する。】 →右の注意事項を参照。 ※当該入札参加業者が、本業務における他の項目で加点対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。また、当該入札参加業者が他の業務で加点対象となった新規雇用予定者との重複評価は行わない。 ※本項目で加点対象となった新規雇用予定者については、最低賃金法第7条に基づく最低賃金の減額特例申請は行わないこと。			
評価項目	・身体障害者新規雇用予定者数報告書（様式7-1）により確認（必要に応じて市のヒアリング結果を含む）を行う。 （以下、落札候補者についてのみ確認） ・身体障害者の新規雇用（トライアル雇用を含む）及び配置は、身体障害者新規雇用予定者名簿（様式7-2）により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、本市が指定した日までに、身体障害者新規雇用予定者名簿（様式7-2）、身体障害者である旨が確認できる書類（身体障害者手帳等の写し及び労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写し）の提出を求める。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次順位者を落札候補者とする。			

履行担保方法	・身体障害者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該業務において、評価時に身体障害者新規雇用予定者数報告書（様式7-1）で提案した雇用予定者数に於いて、評価時に減少する変更は認めない。）が生じた場合は、その都度、速やかに届け出なければならない。この場合においては、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類、身体障害者手帳の写し等の必要書類もあわせて届け出なければならない。また、市は必要の都度、ヒアリングを行う。
契約期間	・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容が満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
注 意 事 項	・重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）の雇用予定者数については、1名で12点（6点×2）として換算する。 ・豊中市に居住する身体障害者（身体障害者手帳3～6級）の雇用予定者数については、1名で9点（6点に、豊中市民点3点を加算する）として換算する。 ・豊中市に居住する重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）の雇用予定者数については、1名で15点（重度12点に、豊中市民点3点を加算する）として換算する。 ・本項目における点数の計算方法は、「資料3の①身体障害者新規雇用予定者数報告書の記載例（様式7-1）」を参照すること。 ・本項目での加点対象者は、常用雇用労働者に限る。 ※本項目でいう常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。 ・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に雇用されていた者を除く。
配 付 資 料 等	・①身体障害者新規雇用予定者数報告書（様式7-1） ・身体障害者新規雇用予定者名簿（様式7-2） ・②就労支援機関等との協議報告書（様式8-3） ・「参照先」 ・労働条件通知書（厚生労働省ダウンロードコーナー） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/roudouki_jun/roudouki_junka.html ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業及び各種助成金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/shougaisishakoyou/06a.html ・「障害者雇用促進法が改正されました～事業主の皆様へ～」（厚生労働省） http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisishakoyou/pdf/kaisei105.pdf ・「障害者雇用促進法が改正されました～事業主の皆様へ～」（厚生労働省） http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisishakoyou/pdf/kaisei105.pdf ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEDD）のホームページ https://www.jeed.go.jp/ ・障害者トライアルコース：障害者短時間トライアルコース http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html
そ の 他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1.市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター（庄内コラボセンター内） 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話06-6398-7468 2.豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーション緑地1階 電話 06-4866-7100

評 価 項 目 詳 細

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点	総点	180	個別点	7
評価項目	③-2 身体障害者の継続雇用			
評価内容	①令和4年度に実施した当該施設の総合評価一般競争入札により、当該施設において清掃業務に従事している身体障害者1名に対する継続雇用等に対する提案を評価する。			
書提出	①身体障害者の継続雇用等に関する提案書（様式7-3）			
加点方法	①継続雇用等に対する意思を評価する。（当該施設）＜7点＞ 継続雇用等に関する提案を確認しない場合は評価点は0点とする。 ※解雇実績がある場合の評価点は4点とする。ただし、本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く。 ・「本人の責めに帰すべき理由等」とは「障害者の雇用の促進等に関する法律」第81条に規定する障害者である労働者を解雇する場合で、その旨を公共職業安定所に届出する義務のない解雇。 ※当該施設とは豊中市上下水道局庁舎をいう。			
評価時確認方法	・身体障害者の継続雇用等に関する提案書（様式7-3）により確認を行う。			

履行担保方法	・身体障害者の継続雇用等に関する提案書（様式7-3）により提案を受けた内容は、令和7年4月1日までに完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。
契約期間中確認方法	・本業務の履行開始日以降に、継続雇用等に関する提案内容に満たない場合が生じた際は、本市から提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。なお、新たに就業させる障害者については、障害者であることを証する書類（身体障害者手帳）の写しの提出を求めるとともに雇用契約がわかる書類と従事者名簿により確認を行う。
注 意 事 項	・令和4年度以降に実施した市の総合評価一般競争入札により雇用した身体障害者に対する本件入札日の前日以前3年間の解雇実績（本人の責めに帰すべき理由等により解雇した場合を除く）がある場合は、評価点は4点とする。 ・継続雇用等に関する提案を確認しない場合は評価点は0点とする。 ・当該施設において清掃業務に従事している身体障害者1名が継続雇用を希望しない場合など、当該施設において身体障害者が清掃業務に従事しなくなった場合は、事実発生の日から1ヶ月以内に新たに障害者を1名配置すること。なお、この場合は、雇用される障害者は、常時雇用関係（1週間あたりの労働時間が30時間以上で、期間の定めなく雇用される者）にある者を対象とし、随時的又は一時的に雇用された者及び定期清掃業務等（日常清掃業務以外の業務）にのみ従事させる者を除く。
配付資料等	・①身体障害者の継続雇用等に関する提案書（様式7-3）
その他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1.市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター（庄内コロボセンター内） 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話06-6398-7468 2.豊中市障害者就労雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーション緑地1階 電話 06-4866-7100

評 価 項 目 詳 細

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点	総 点	180	個別点	18
評価項目	④就労困難者の新規雇用			
評価内容	①就労困難者の新規雇用予定者（現場就業は問わない）数に応じて評価する。			
提出書類	①就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式8-1） ②就労支援機関等との協議報告書（様式8-3）			
加点方法	①新規雇用予定者数に応じて評価（現場就業を問わない）＜18点＞ →雇用予定者数の算出は、1週あたりの労働時間が30時間以上（常用雇用）で1名（1週あたり30時間を超える部分の端数時間は切り捨てる）とする。 →1週あたりの労働時間が20時間未満の雇用予定者については、換算の対象としなが が、1週あたりの労働時間が、20時間以上30時間未満の雇用予定者（以下「短時 間労働者」という）については、複数名を30時間に換算（換算の結果、30時間 未満の端数時間は切り捨てる）して人数を算出する。 →「1名で4点とする」 →「豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者については、雇用予定者1名につき4点 を加算する。また、短時間労働者については、豊中市に居住する複数名の短時間労働 者の労働時間を30時間に換算（換算の結果、30時間未満の端数時間は切り捨 てる）して4点を加算する」 →右の注意事項を参照。 ※本項目での加点対象となる就労困難者は、右記のその他に記載している豊中市内の就 労支援事業相談窓口をはじめとする就労支援機関に就労支援の支援（登録、相談）を受 けていない人が対象となります。このため、就労支援（登録、相談）を受けていることが 確認出来ない場合は加点対象にならない場合があります。 ※当該入札参加業者が、本業務における他の項目で加点対象となった新規雇用予定者と の重複評価は行わない。また、当該入札参加業者が他の業務で加点対象となった新規 雇用予定者との重複評価は行わない。 ※本項目で加点対象となった新規雇用予定者については、最低賃金法第7条に基づく最 低賃金の減額の特例申請は行わないこと。			
評価時確認方法	・就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式8-1）により確認（必要に応じ市のヒア リング結果を含め）を行う。 （以下、落札候補者についてのみ確認） ・就労困難者の新規雇用（トライアル雇用を含む）及び配置は、就労困難者新規雇用予定 者名簿（様式8-2）により確認を行う。 →落札候補者決定日以降、本市が指定した日までに、就労困難者新規雇用予定者名簿 （様式8-2）及び労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写しを提出を求め る。指定した日までに提出されない場合は、当該落札候補者の決定を取り消し、次 順位者を落札候補者とする。			

履行 方法 担保	・就労困難者の新規雇用で提案を受けた雇用予定者数等の内容は、令和7年4月1日までに 完全実施するものとして、仕様書に規定されたものと見做す。 ・当該業務において、評価時に就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式8-1）で提案した 雇用予定者数に差異（評価点が減少する変更は認めない。）が生じた場合は、その都度、速や かに届け出なければならない。この場合において、市は必要の都度、ヒアリングを行う。こ の場合において、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類の写し等の必要書類もあわせ て届け出なければならない。
契約 期間 方法 中	・本業務の履行開始日以降に新規雇用予定者数等の提案内容に満たない場合が生じた際は、本 市から予定どおり雇用予定者数等の提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行 うものとし、改善が見られない場合は、契約の解除等を行うことがある。
注 意 事 項	・豊中市に居住する就労困難者の雇用予定者数については、1名で8点（4点に、豊中市市民点 4点を加算する）として換算する。 ・本項目における点数の計算方法は、資料3の④就労困難者新規雇用予定者数報告書の記載 例（様式8-1）を参照すること。 ・本項目でいう就労困難者とは、資料3の様式8-1の記入上の注意④のiからvのい ずれかに該当する人で、下記のその他に記載している「豊中市内の就労支援機関等」のい ずれかに支援（登録、相談）を受けている人。 ・本項目での加点対象者は、常用雇用労働者に限る。 ※本項目でいう常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の 雇用期間を定められている労働者であって、その雇用期間が区役更新され、雇入れ の時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。 ・本項目での新規雇用予定者は、本総合評価の申込書類の提出日から、過去1年以内に貴社に 雇用されていた者を除く。 ・就労困難者の定義は、①就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式8-1）の記入上の注意 を参照すること。
配 付 資 料 等	・①就労困難者新規雇用予定者数報告書（様式8-1） ・就労困難者新規雇用予定者名簿（様式8-2） ・②就労支援機関等との協議報告書（様式8-3） ・《参照先》 ・労働条件通知書（厚生労働省ダウンロードコーナー） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roundou/roudouki_jun/ro udouki_junkankai.html ・障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roundou/koyou/kyufukin/shougai_trial.html
そ の 他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター（庄内コロボセセンター内） 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話 06-6398-7468 2. 豊中市障害者就業雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーション緑地1階 電話 06-4866-7100 3. (株)豊中市母子福祉福祉会 豊中市中塚塚2丁目29番31号 電話 06-6852-5160

評 価 項 目 詳 細

評価項目		分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点		総	点	個別点	26
評価内容	項目	⑤-1障害者の雇用を実現するための支援体制			
	詳細	①次の1.～4.について、障害者の雇用を実現するための支援体制の提案（豊中市内の就労支援事業相談窓口等の支援機関に相談を行った具体的な内容）の有無及び提案内容を評価する。 1. 障害者の専任支援者の配置 2. 個々の適性に応じた配置 3. 障害等の種別ごとの職場内のサポート体制（これまでの支援や予定） 4. その他			
書提出書類	①障害者就業支援企画書（様式9-1-1）	②障害者就業支援実施報告書（様式9-2）			
	②				
加点方法	①支援体制の企画内容	I 1の障害者雇用の専任支援者の配置の提案の有無及び内容＜14点＞ 配置有6点 複数配置3点加算 経験年数1年未満1点 3年未満3点 3年以上5点 II 2～4の提案の有無及び内容 2 個々の適性に応じた配置＜6点＞ 3 障害等の種別ごとの職場内のサポート（専任支援者の配置以外）体制（これまでの支援や予定）＜4点＞ 4 知的障害と精神障害を含む3種以上のサポート体制についていずれも具体的な記載がある…4点 同体制について記載はあるが具体的ではない…2点 障害者等のサポート体制について記載はあるが具体的ではない、または障害者に対する理解が不十分である…1点 4 その他の支援＜2点＞ ※1の障害者雇用の専任支援者の配置については必須項目で、1の評価が得られない場合は、2～4の項目の評価は0点とする。 ※本項目の提案内容の評価は、別紙7-1-1の「①-1知的障害者の新規雇用」及び別紙別紙7-2-1の「②-1精神障害者の新規雇用」の提案内容の状況と総合的に勘案し、「障害者の雇用を実現するための支援体制」の実現性・有効性を評価する。 ※就労支援事業相談窓口へ事前相談に行かなかった場合は、評価しないことがある。			
評価時確認方法	障害者就業支援企画書（様式9-1-1）により、具体的な支援内容の確認（必要に応じ市のヒアリング結果を含め）行う。				

履行担保方法	支援体制の企画提案内容は仕様書に規定されたものと見做す。
契約確認期方法中	・支援体制等導入後は障害者就業支援実施報告書（様式9-2）により報告を求め確認を行う。 ・障害者就業支援実施報告書（様式9-2）は、契約履行期間初日から2週間以内に提出すること。
注 意	・下記「その他」の就労支援事業相談窓口以外で相談をされた場合でも、提案までには、下記「その他」のいずれかの就労支援事業相談窓口の内容の確認を受けて下さい。 ・支援機関に相談を行った具体的な内容の記述が必要です。 ・必要に応じ、市の関係部局によるヒアリングを行うことがあります。 ★支援体制については、障害者が安全に継続して就業できる支援計画であるかを重点的に評価するのでご留意すること。
配 付 資 料 等	・①障害者就業支援企画書（様式9-1） ・②障害者就業支援実施報告書（様式9-2） ・《参照先》 ・職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業及び各種助成金制度 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shouga-ishakoyou/06a.html ・「障害者雇用促進法が改正されました～事業主の皆様へ～」（厚生労働省） http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/pdf/kaisei05.pdf ・独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構（JIED）のホームページ https://www.jeed.go.jp/
そ の 他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援事業相談窓口 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター（庄内コラボセンター内） 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話 06-6398-7468 2. 豊中市障害者就業支援センター 豊中市幸内1丁目1番10号 ローズコミュニケーションビル1階 電話 06-4866-7100

評価項目詳細シート

評価項目		分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮																				
配点		総点	180	個別点	6																				
評価内容	項目	⑤-2障害者に対する就労支援事業への取組み																							
	詳細	①指定施設等への業務発注予定金額に応じて評価する。																							
費提出額	①指定施設等への業務発注計画書 (様式 9-3)																								
加点方法	①指定施設等への業務発注予定金額に応じて評価<6点> ※指定施設とは ・「障害者の雇用の促進等に関する法律 (昭和35年法律第123号) 第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体 (大阪府内の団体に限る) ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定する障害者支援施設 (施設入所施設を除く。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業 (同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る) を行う施設 ・大阪府から企業等と障害者の施設等の受発注コーディネート業務に関する委託を受けた法人及び、加意思確認公算を経て知的障害者等の就労支援を目的とした清掃業務に關する委託を受けた法人 (一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合)																								
評価時確認方法	<table><tr><th colspan="2">発注予定金額</th><th colspan="2">配点</th></tr><tr><td>1円</td><td>以上 50万円</td><td>未満</td><td>1点</td></tr><tr><td>50万円</td><td>以上 100万円</td><td>未満</td><td>2点</td></tr><tr><td>100万円</td><td>以上 200万円</td><td>未満</td><td>4点</td></tr><tr><td>200万円</td><td>以上</td><td></td><td>6点</td></tr></table> ・指定施設等への業務発注計画書 (様式 9-3) により確認 (必要に応じ市のヒアリング結果を含め) を行う。					発注予定金額		配点		1円	以上 50万円	未満	1点	50万円	以上 100万円	未満	2点	100万円	以上 200万円	未満	4点	200万円	以上		6点
発注予定金額		配点																							
1円	以上 50万円	未満	1点																						
50万円	以上 100万円	未満	2点																						
100万円	以上 200万円	未満	4点																						
200万円	以上		6点																						

履行担保方法	・計画の内容は仕様書に規定されたものと見做す。	
	・本業務の履行開始日以降に提案内容の実施に支障が生じた際は、本市から予定どおり提案内容を満たすよう口頭又は書面により改善勧告を行うものとし、改善が見られない場合は契約の解除等を行うことがある。	
注 意 事 項		
	配付資料等	・指定施設等への業務発注計画書 (様式 9-3)
その他	指定施設等への業務発注 福祉部障害福祉課 豊中市中校塚3丁目1番1号 電話06-6858-2266	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目		分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点		総	点	個別点	16
評価内容	項目	⑥就労困難者の雇用を実現するための支援体制			
	詳細	①就労困難者の雇用を実現するための支援体制の提案（豊中市内の就労支援機関等に相談を行った具体的な内容）の有無及び提案内容の評価する。			
提案書類	①就労困難者就業支援企画書（様式10-1）				
	②就労困難者就業支援実施報告書（様式10-2）				
加点方法	①以下の項目について雇用を実現するための支援体制の有無と内容に応じて評価する。 ＜加点方式。上限16点＞				
	就労困難者	支援内容の例			配点
	中高年者	定年制の廃止、65歳以上の雇用継続、中高年者の働きやすい環境整備の工夫、中高年者向け研修制度導入等			4
	ひとり親家庭の親	相談体制整備、労務局助成金制度活用歴、ひとり親家庭を対象とした求人等			2
	妊婦患者、がん患者	休暇制度整備、ハローワークとの連携等			2
	若年者	未経験者育成制度、若者向けの各種手当整備、若者サポートステーション等との協力、資格取得支援、相談体制			2
	LGBT(性的少数者)	制服やトイレ、社内制度上の配慮、職員向け研修、			2
	刑余者	住居支援、育成制度、独自の採用制度、相談体制			2
	その他に配慮が必要な就労困難者	それぞれの特性、状況に配慮した支援メニュー体制			2
	②以下の項目への登録の有無				
	協力雇用主会への登録			3	
認定就労訓練施設への登録			3		
ユースエール認定			3		
評価時確認方法		・就労困難者就業支援企画書（様式10-1）により、具体的な支援内容の確認（必要に応じて市のヒアリング結果を含め）を行う。			

履行担保方法	提案のあった内容は、該当の就労困難者の就労の有無にかかわらず、実施、又は新規に相談・申し出があれば対応する体制を整えるものとして、仕様書に規定されたものと見做す。また、市は必要の都度ヒアリングを行う。
契約確認期間方法中	・支援体制等導入後は就労困難者就業支援実施報告書（様式10-2）により報告を求め確認を行う。 ・就労困難者就業支援実施報告書（様式10-2）は、契約履行期間初日から2週間以内に報告すること。
注 意 事 項	・下記「その他」の就労支援事業相談窓口以外で相談をされた場合でも、提案までには、下記「その他」のいずれかの就労支援事業相談窓口の内容の確認を受けて下さい。 ・支援機関に相談を行った具体的な内容の記述が必要です。 ・就労困難者の支援については、求職者、就労者の個人情報保護に十分に努め、就労に必要な情報の収集は行わないこと。 ・必要に応じ、市の関係部局によるヒアリングを行うことがある。 ★支援体制については、就労困難者が安全に継続して就業できる支援計画であるかを重点的に評価するのでご留意すること。
配 付 資 料 等	・①就労困難者就業支援企画書（様式10-1） ・②就労困難者就業支援実施報告書（様式10-2） 《参照先》 ・高年齢労働者に配慮した職場改善マニュアル https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/zenzen/dl/0903-1a.pdf ・ひとり親家庭への就業支援（男女共同参画局） https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/ouen/employment/single/ ・性的マイノリティに関する偏見や差別をなくしよう https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html ・協力雇用主のパンフレット http://www.moj.go.jp/content/001264606.pdf ・認定就労訓練事業パンフレット https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokoku-Shakai/syuro_pamph.pdf ・ユースエール認定制度パンフレット認定就労訓練事業パンフレット https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokuyouanteikyoku/0000156043.pdf
そ の 他	※当該項目に関する豊中市内の就労支援機関等 1. 市民協働部くらし支援課 豊中しごと・くらしセンター（庄内コラボセンター内） 豊中市庄内幸町4丁目29番1号 電話 06-6398-7468 2. 豊中市障害者就業雇用支援センター 豊中市寺内1丁目1番10号 ローズコミュニケーション緑地1階 電話 06-4866-7100 3. (福)豊中市母子寡婦福祉会 豊中市中校塚2丁目29番31号 電話 06-6852-5160

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(1) 福祉への配慮
配点	総 点	180	個別点	24
評価内容	項 目	⑦新規雇用予定者に対する雇用条件等		
	詳 細	①新規雇用予定者に対する雇用条件を評価する。 ②新規雇用予定者に対する継続雇用促進に対する提案を評価する。		
提出書類	①就労困難者新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式11) ②新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式12)			
加点方法	①本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する雇用条件を総合的に評価する。 <18点> <評価内容> 1. 雇用期間 2. 賃金 3. 各種手当の支給 4. 有給休暇付与 5. 各種保険に加入 6. 福利厚生その他事項 について、労働基準法等の関係法令に抵触していないか等について、確認(必要に応じて市のヒアリング結果も含め)を行い、評価する。 ②本業務で加点の対象となった新規雇用予定者に対する継続雇用促進の提案(応諾意思)を評価する。<6点> ・応諾内容の詳細については、「新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書」(様式12)を参照のこと。			
評価時確認方法	・就労困難者新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式11)、新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式12)、により確認(必要に応じて市のヒアリング結果も含め)を行う。			

履行担保方法	①②共通 提案のあった内容は、仕様書に規定されたものと見做す。
契約期間中	①就労困難者新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式11)に基づき、必要に応じて、労働条件通知書等の雇用契約がわかる書類及び資金台帳等で確認を行うと共に、市の関係部局によりヒアリングを行う。 ②新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式12)、に基づき、必要に応じて、雇用の状況がわかる書類により確認を行うとともに、市の関係部局によりヒアリングを行う。
注意事項	・提案のあった①の各雇用条件は、新規に雇用する時点の下限の雇用条件であり、この雇用条件を上限としたものではないこと。 ・必要に応じて市の関係部局によるヒアリングを行うことがある。
配付資料等	・①就労困難者新規雇用予定者の雇用条件計画書(様式11) ・②新規雇用予定者の継続雇用促進に関する提案書(様式12)
その他	

評価項目詳細シ

評価項目		分類		公共性評価		福祉への配慮	
配点		総点		180		個別点	
項目		③障害者の雇用率					
評価内容		①常用雇用労働者数が40.0人以上の事業者(令和5年6月1日までは43.5人以上) 障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)にて「令和4年から令和6年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。 ②常用雇用労働者数が40.0人未満の事業者(令和5年6月1日までは43.5人以上) 障害者雇用状況報告書(様式12-1)にて「令和4年から令和6年までの各6月1日現在」における障害者雇用率の3年間の平均値(小数点2位未満四捨五入)を評価する。					
提出書類		①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)(令和4年から令和6年の3か年分) ②障害者雇用状況報告書(様式12-1)(令和4年から令和6年の3か年分) 下記の※の注意事項を参照のこと					
加点方法		①②障害者雇用の実績を評価する観点から、雇用率は未達成であるが令和6年障害者雇用状況集計結果(厚生労働省調べ)における実雇用率2.30%以上(小数点2位未満四捨五入)を配点対象に加え、障害者雇用の実態を評価する。(<24点> ※障害者雇用状況報告書が未提出の場合における当該年の雇用率は0%と見なす。 ※平均雇用率が2.30%以上2.50%未満の場合は、評価は2点とする。 2.30%未満の場合は0点とする。 ※法定雇用率2.50%の場合は評価は6点とする。 ※2.50%超は0.5%増加ごとに2点加算し、7.00%以上は24点とする。 ※法定雇用率が障害者雇用の指標となっており、雇用者数は加算対象としない。		障害者雇用率		障害者雇用率	
		2.30% 未満		0点		5.50% 以上	
		2.30% 以上		2点		6.00% 以上	
		2.50% 未満		6点		6.50% 以上	
		2.50% 以上		8点		7.00% 以上	
		3.00% 以上		10点			
		3.50% 以上		12点			
		4.50% 以上		14点			
		5.00% 以上		16点			
評価時確認方法		①障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条で規定する障害者雇用状況報告書(公共職業安定所)(令和4年から令和6年までの各6月1日現在のもの)により確認を行う。 ②障害者雇用状況報告書(様式12-1)(令和4年から令和6年までの各6月1日現在のもの)により確認を行う。					

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
契約期間中	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。
注 意 事 項	①障害者雇用状況報告書(公共職業安定所) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年九月三十日労働省令第三十八号)第8条で規定する「障害者雇用状況報告書(令和4年から令和6年までの各6月1日現在のもの、所管する公共職業安定所の受付印があるものに限る)」の写しを提出すること。 配 付 資 料 等 ・②障害者雇用状況報告書(様式12-1) 《参照先》 ・厚生労働省障害者雇用率、障害者雇用納付金、特例子会社などについて (事業主の方へ) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_koyou_roudou/koyou/s_hougai/shakoyou/shisaku/jigyounushi/index.html
そ の 他	・常用雇用労働者とは、雇用期間の定めがなく雇用されている労働者及び一定の雇用期間を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて雇用されると見込まれる労働者をいう。 ・常用雇用労働者数は、障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)第4条の規定による障害者雇用状況報告書)をいう。以下同じ。)のB雇用の状況④法定雇用障害者の数の基礎となる労働者の数。

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮
配点	総点	60	個別点	24
評価内容	項目	①-1女性の活躍推進への取組み		
	詳細	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく、「一般事業主行動計画」の策定又は認定を評価する。		
徴収書類	①男女共同参画への配慮（様式13-1） ①-1 厚生労働大臣（労働局）に届出した書類で受付印が押してあるものの写し、又は基準適合一般事業主認定通知書の写し			
加点方法	下記の取組みを行っていれば加点する＜24点＞ ・常時雇用する労働者数が101人以上の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第9条の規定に基づく認定（えるぼし認定）を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣（労働局）にその旨を届け出ている。			
評価時確認方法	提出された書面又は写しで確認する。			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
契約確認方法中	評価時のみの確認のため、特に確認は不要。		
注 意 事 項			
	配 布 資 料 等	・①男女共同参画への配慮（様式13-1） 《参照先》 ・女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html	
そ の 他			

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮
配点	総 点	60	個別点	12
評価内容	項目 ①-2女性の活躍推進への取組み（豊中市） 詳細 ①豊中市内における女性の活躍推進を促すことを目的に、「女性活躍推進事業者」の認証を評価する。			
徴収書類	①男女共同参画への配慮（様式13-1） ①-1 豊中市女性活躍推進事業者認証証の写し			
加点方法	下記の取組みを行っていれば加点する＜12点＞ ・豊中市女性活躍推進事業者認証証を受けている。			
評価時確認方法	提出された書面及び写しにより確認する。			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
契約確認期間方法中	評価時のみの確認のため、特に確認は不要。
注 意 事 項	配布資料等 ・①男女共同参画への配慮（様式13-1） 《参照先》 豊中市女性活躍推進事業者認証制度を開始しました https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokyoudou/kigyouninnsyou.html 女性の活躍推進 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/jinken_gakushu/danjokyoudou/joseikatsuyaku.html
その他	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(2) 男女共同参画への配慮
配点	総点	60	個別点	24
評価内容	項目	②仕事と子育ての両立への取組み		
	詳細	次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」の策定又は認定を評価する。		
徴収書類	①男女共同参画への配慮 (様式13-1) ①-1 厚生労働大臣(労働局)に届出した書類で、受付印が押してあるものの写し又は基準適合一般事業主認定通知書の写し			
加点方法	下記の取組みを行っていれば加点する<24点> ・常時雇用する労働者が101人以上の企業 「次世代育成支援対策推進法」第13条の規定に基づく認定 (くるみんマークの認定)を受けている。 ・常時雇用する労働者数が100人以下の企業 「次世代育成支援対策推進法」第12条の規定に基づき、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣(労働局)にその旨を届け出ている。			
評価時確認方法	提出された書面又は写しなどで確認する。			

履行担保方法	評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
契約確認方法中	評価時のみの確認のため、特に確認は不要。		
注 意 事 項	配布資料等 ・①男女共同参画への配慮 (様式13-1)《参照先》 ・育児・介護休業法について (厚生労働省) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/ryouritu.html		
その他			

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分 類	3 公共性評価		(3) 環境への配慮	
		総 点	細分類	価別点	10
評価内容	項目	①脱炭素に向けた取組み			
内 容	詳細	①入札参加者の脱炭素に向けた取組みを評価する。 (評価項目) 1. 脱炭素に向けた方針の策定等 2. 再生可能エネルギー導入の推進			
	提出書類	①環境への配慮の取組み状況報告書 (様式14) ①-1: 脱炭素宣言の内容がわかるものの写し、策定した計画やマニュアルの写し ①-2: ZEBの認証を証明するものの写し、電力事業者との契約書写し、自家発電機器の設置を証明するもの、企業グループの電力調達のスキーム図			
加点方法		①-1: 下記の取組みを行っていれば加点する。 ・ゼロカーボン宣言、脱炭素経営宣言、デコ活宣言などの脱炭素宣言を行っている: 2点 ・脱炭素に取り組むための計画やマニュアルなどを策定している: 2点 ①-2: 下記の取組みを行っていれば加点する。 <最大6点> ・(ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented) のいずれかの認定を受けている建築物を自社で所有している: 2点 ・再生可能エネルギー比率の高い電力事業者との契約: 2点 ・自家発電システム (太陽光発電、ガス発電 (燃料電池システム)、風力発電装置のいずれか) の設置: 2点 ・企業グループ間での電力調達: 2点			
評価時確認方法		提出された書類、写しなどで確認する。 ZEBの認証及び自家発電システム等については、入札参加者名義のものか確認する。			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
契約確認方法中	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。
注 意 事 項	配 付 資 料 等 ・①環境への配慮の取組み状況報告書 (様式14) 《参照先》 【環境省ホームページ】「デコ活」 ～くらしの中のエコろがけ～ https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokatsu/ 【大阪府ホームページ】「脱炭素経営宣言」 https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/794/sengen.pdf 【大阪府ホームページ】脱炭素経営宣言登録制度について https://www.pref.osaka.lg.jp/o120020/eneseisaku/datsutanso_sengen/index.html
そ の 他	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(3) 環境への配慮
配点	総点	20	個別点	10
項目	②環境配慮率先行動の取組み			
評価内容	①事業者の環境配慮にかかると先行動を評価する。 (評価項目) 1. グリーン購入やグリーン契約による物品や役務の調達 2. 事業者内部の環境配慮にかかると取組みの実施(分別の徹底、プラスチックごみの削減、プラスチック代替素材・バイオマス素材の活用など) 3. 次世代自動車(燃料電池自動車・電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・低燃費かつ低排出ガス認定自動車)の導入			
提出書類	①：環境への配慮の取組み状況報告書(様式14) ①-1：社内指針や通達文書など写し ①-2：社内指針や通達文書、社内報(取組みを周知・啓蒙しているもの)など写し ①-3：車両購入契約書、車両リース契約書、車検証の写し			
加算方法	下記の取組みを行っていれば加算する。＜10点＞ ・社内指針や通達文書、社内報等において、グリーン購入やグリーン契約、ごみの分別や削減に関する呼びかけを行っている。 4点 ・次世代自動車の導入台数が0台 0点 ・次世代自動車の導入台数が25%未満 2点 ・次世代自動車の導入台数が50%未満 4点 ・次世代自動車の導入台数が50%以上 6点			
評価時確認方法	上記の提出書類をもとに確認を行う。			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
契約 確認 期間 方法	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。
注 意 事 項	配 付 等 資 料 ・①環境への配慮の取組み状況報告書(様式14)
そ の 他	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	3 公共性評価	細分類	(4)災害時の業務体制
配点	総点	20	個別点	20
評価内容	項目	①災害時における業務の執行体制		
	詳細	①-1 災害時等に契約業務を適正に執行するための交通手段や人員確保等の社内体制、災害時の事業継続計画（BCP）等緊急時の対応マニュアル策定状況やその内容を評価する。 ①-2 社屋や営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる事項を評価する。		
徴収書類	①-1 災害時等の業務執行体制等報告書（様式15） ①-2 防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式16）			
加点方法	①-1 災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制の整備状況、災害時における事業継続計画（BCP）等緊急時の対応マニュアルの策定状況やその内容を評価する。＜10点＞ ①-2 事業者として、災害時に社会的責任を果たせるよう準備をしているか、また、その内容を評価する。＜10点＞			
評価時確認方法	①-1 報告書の内容に基づき、災害時、又は公共交通機関が停止した場合等において、契約業務を適正に執行するため、交通手段の確保や代替人員、資機材の確保等、緊急時に業務を適正に執行するための社内体制が確保されているか、その有効性・実現性を確認するため事業継続計画（BCP）等の策定状況を評価するとともに根拠資料の提出を求める。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。 ①-2 報告書の内容に基づき、社屋・営業所の耐震性、災害時の帰宅困難者を留め置くための場所の確保や物資の備蓄など、防災・減災に取り組んでいる内容を確認を行う。また、必要に応じて市のヒアリングを行う。			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
契約 確認 期間 方法中	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
注 意 事 項			
	配布資料等	・①-1 災害時等の業務執行体制等報告書（様式15） ・①-2 防災・減災に関する取り組み事項報告書（様式16）	
その他			

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	4 公告日から過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
配点	総点	—	個別点	-40
評価内容	項目	①入札参加停止又は入札参加除外措置の有無		
	詳細	公告日から過去3年以内に本市又は他行政省庁（国を含む。）から入札参加停止又は入札参加除外措置を受けたことがある場合に、減点評価する。		
徴収書類	①入札参加停止措置等状況調査書（様式17） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類）			
減点方法	対象期間：公告日から過去3年以内（令和3年10月12日から令和6年10月11日まで） 対象となる処分：入札参加停止又は入札参加除外措置（以下「参加停止等」）を受けたことがある。（40点減点） ※参加停止等の期間の終期が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※参加停止等を受けていない場合…配点×0％ ※参加停止等の期間が6カ月未満の場合…配点×50％ ※参加停止等の期間が6カ月以上の場合…配点×100％			
評価時確認方法	・提出された書面などで確認を行う。			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。
契約確認方法	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。
注意事項	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。 配布資料等 ・①入札参加停止措置等状況調査書（様式17）
その他	

評 価 項 目 詳 細 シ ー ト

評価項目	分類	4 公告日から過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
配点	総点	—	個別点	-50
評価内容	項目	②契約解除の有無		
	詳細	公告日から過去3年以内に本市から契約解除を受けたことがある場合に、減点評価する。		
徴収書類	①入札参加停止措置等状況調書（様式17） ②過去の処分歴等報告書（措置の内容、期間及び終期がわかる書類） ③契約解除通知書の写し			
減点方法	対象期間：公告日から過去3年以内（令和3年10月12日から令和6年10月11日まで） 対象となる処分：本市から契約解除を受けたことがある。（50点減点） ※契約解除日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。 ※過去の履行契約において契約解除を受けたことがある場合…配点×100%			
評価時確認方法	・提出された書面などで確認を行う。			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
契約 確認 期間 方法中	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。		
注 意 事 項	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。		
	配布資料等	・①入札参加停止措置等状況調書（様式17）	
その他			

評価項目詳細シート

評価項目	分類	4 公告日から過去3年以内の処分歴等	細分類	減点評価
配点	総点	点	個別点	-10
項目	③書面での警告の有無			
評価内容	公告日から過去3年以内に本市から不正又は不誠実な行為等を理由として、豊中市入札参加停止基準第8条の規定による書面での警告を受けたことがある場合に、減点評価する。			
徴収書類	①入札参加停止措置等状況調書 (様式17) ②過去の処分歴等報告書 (措置の内容、期間及び終期がわかる書類) ③書面による警告の写し			
減点方法	対象期間：公告日から過去3年以内 (令和3年10月12日から令和6年10月11日まで) 対象となる処分：過去の履行契約において不正又は不誠実な行為等を理由に文書により警告を受けたことがある場合・・・配点×50%×件数 ※文書による警告を受けた日が1年以上前の場合は、当該算定結果に0.5を乗ずる。			
評価時確認方法	・提出された書面などで確認を行う。			

履行担保方法	・評価時のみの確認のため、特に担保は不要。		
契約確認方法中	・評価時のみの確認のため、特に確認は不要。		
注 意 事 項	過去の処分歴等報告書に記載された内容が虚偽の場合は、入札は無効となるので、注意すること。		
	配布資料等	・①入札参加停止措置等状況調書（様式17）	
その他			